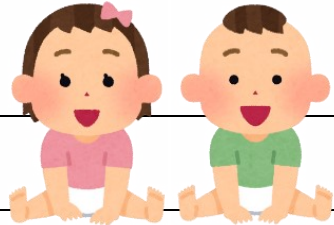


ふたごちゃん♥みつごちゃん 家事・育児サポート 利用料助成制度

文京区に住所を有し、ふたごやみつごなどの3歳未満の多胎児がいる世帯を対象に、子育てに関する不安を軽減するとともに、その利用料の一部を助成します(産前は対象外)。

対象世帯	文京区に住所を有する、満3歳未満の多胎児がいる世帯 ※産前は対象外です	
対象期間	令和7年4月1日(火)~令和8年3月31日(火)利用分	
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーシッター ・家事支援 ・産後ドウーラのサポート <p>※入会金、年会費、月会費、オプション料、交通費、キャンセル料、保険料等の料金は対象外 ※クーポンや福利厚生等を利用した場合は、その額を差し引いたあとの料金が助成対象 ※事業者から請求される料金のうち、基本利用料(税込)のみ対象</p>	<p>産後ドウーラ:産後女性の心身の安定、体の回復、育児や新しい生活へのスムーズな導入等、母親の気持ちに寄り添ったサポートを行います。(一般社団法人ドウーラ協会 HP より抜粋)</p>
助成上限時間	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳(1歳誕生日の前日まで) 1世帯につき 240 時間 ・1歳(2歳誕生日の前日まで) 1世帯につき 180 時間 ・2歳(3歳誕生日の前日まで) 1世帯につき 120 時間 	
助成上限金額	1世帯につき1時間 2,700 円	
助成対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都が定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援) 認定事業者 ※東京都福祉局の HP より抜粋 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/bs/itijiazukarijigyoushalist ●一般社団法人 全国家事代行サービス協会認証事業 http://kaji-japan.com/nintei_entry.php ※東京都内に事業所をもつ認証事業者に限ります ●一般社団法人 ドウーラ協会認定者 https://www.doulajapan.com 	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・サポート時間中は、保護者の方が在宅していることが必要です。 ※保護者が不在の場合は、助成対象外となります。テレワーク等の就労目的の場合や常時別室にいる場合などは、「在宅」とはなりません。 ・「ベビーシッター利用料助成制度」との同日・同時間の利用はできません。 ・本制度の対象世帯(満3歳未満の多胎児がいる世帯)は、「おうち家事・育児サポート事業」の利用はできません。 	

利用の流れ

(1)事業者との契約
対象事業者から利用したい事業者を選び、直接契約を結んでください。
(2)ベビーシッター or 家事サービス or 産後ドゥーラの利用・支払い
サービスを利用し、料金を支払ってください。 事業者から「②領収書」と「③利用明細書」の交付を受けてください。
(3)申請
申請書類を揃え、受付締切日(必着)までに、 <u>オンライン申請又は下記郵送先にご郵送</u> ください。
(4)交付決定
審査後、助成が適当と認めた場合は「交付決定通知書*1」を送付し、指定された口座に振り込みます。

*1 交付決定通知書には交付額と振込予定日を記載しています。

審査内容についてご不明な点は、株式会社広済堂ネクスト(文京区委託事業者)にお問い合わせください。

申請書類

すべての方が必要な書類		
① 申請書	文京区ふたごちゃん・みつごちゃん家事・育児サポート利用料助成金交付申請書兼口座振替依頼書	区様式*2
② 領収書	※産後ドゥーラをご利用の場合、文京区専用の領収書をご提出ください。手元がない場合は、事業者にお問い合わせください。	事業者発行 (コピー可)
③ 利用明細書	利用した児童の氏名・利用日・利用時間・利用料の内訳等が分かるもの	
該当者のみが必要な書類		
④ 委任状	【申請者以外の口座を指定する場合】押印の上、原本を郵送で提出(オンライン申請不可)	区様式*2

*2 区様式は区 HP からダウンロードできます(オンライン申請の場合、申込フォームの記載事項に内容が含まれているためダウンロード不要。)

スケジュール ※受付締切日は必着です。 申請開始時期は、区 HP でご確認を！

利用月	申請受付締切日(必着)	不足書類提出締切日(必着)*3	入金時期
令和7年 4~6月	令和7年 7月31日(木)	令和7年 8月29日(金)	令和7年 8~10月
令和7年 7~9月	令和7年 10月31日(金)	令和7年 11月28日(金)	令和7年 11月~8年1月
令和7年 10~12月	令和8年 1月30日(金)	令和7年 2月27日(金)	令和8年 2~4月
令和8年 1~3月	<u>令和8年 4月10日(金)</u>	令和8年 5月 7日(木)	令和8年 4~5月

*3 申請受付締切日までに申請された場合は、不足書類提出締切日まで不足書類の追加提出を受け付けます。

⚠️ 申請受付締切日にご注意ください！

令和8年1~3月利用分の申請受付締切日は、令和8年4月10日(金曜日)です。

その他の期間(4~6月、7~9月、10~12月分)の受付期限である月末の開庁日とは異なりますのでご注意ください。

令和7年4月1日から郵送先・連絡先が以下に変更になります！

オンライン申請は区 HP から！

【郵送先】株式会社広済堂ネクスト(文京区委託事業者) ☎050-3507-8293(平日 8:30~17:00)
〒330-9890 日本郵便株式会社 さいたま新都心郵便局 私書箱 150号
文京区ベビーシッター事業受付事務局

【問合せ】子育て支援事業コールセンター ☎03-5803-1288(平日 8:30~17:00)

【事業担当】文京区 子ども家庭部 子育て支援課 子ども施策推進担当



区ホームページ